平成２１年（フ）第１０１７号
宮城県宮城郡利府町青葉台３丁目１番地320
債務者　木村　龍也
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第１１６４号
仙台市青葉区霊屋下２番10―406号
債務者　高橋　智子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第１１６９号
宮城県塩竈市玉川２丁目４番12号　ムーンリットファウンテン102号
債務者　石川かずえこと　石川　和枝
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２１年（フ）第１２９号
茨城県常総市三坂町1620番地１
債務者　船張みち子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２１年（フ）第１６４号
茨城県結城市大字小田林2497番地67
債務者　大嶋あや子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２１年（フ）第１８５号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷1048番地８、前住所茨城県常総市豊岡町乙1151番地66　サングレース201
債務者　小林　景子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２１年（フ）第１８９号
茨城県古河市女沼300番地６
債務者　菊地スミ子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２１年（フ）第１９６号
茨城県結城市大字結城9946番地119
債務者　稲見　歌子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部
平成２１年（フ）第３０５号
金沢市東山３丁目16番12号　東山マンション203号
債務者　白鳥　由美
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
金沢地方裁判所
平成２１年（フ）第３３２号
石川県白山市七原町チ16番地15
債務者　山坂　武志
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
金沢地方裁判所
平成２１年（フ）第３３９号
金沢市百坂町ニ22番地１　メモワール百坂201号室
債務者　芝　　孝子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
金沢地方裁判所
平成２１年（フ）第５００号
兵庫県姫路市東山247番地５サンフォーレハイツＢ棟107号
債務者　中筋　龍康
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２１年（フ）第５０１号
兵庫県姫路市東山247番地５サンフォーレハイツＢ棟107号
債務者　中筋　美穂
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２１年（フ）第９５２号
広島市南区宇品神田２丁目４番８―101号
債務者　藤岡　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第１０４６号
広島市南区宇品神田２丁目４番８―101号
債務者　藤岡　雅彦
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第１０４７号
広島市南区宇品神田２丁目４番８―101号
債務者　まるまんこと　藤岡　義男
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第１０４８号
広島市南区宇品神田２丁目４番８―101号
債務者　藤岡千代子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２１年（フ）第１０７７号
広島市中区橋本町１番８―201号
債務者　升谷　博子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部